

## くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

2022  
6月号

No.188

## 「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？ - 「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行されました！ -

販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円（送料のみ）」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が全国の消費生活センター等に引き続き多く寄せられています。

6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができなくなりました。  
【国民生活センター】

### 【相談事例】「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、初回のみで解約するには条件がついていた



スマートフォンでインターネットを利用中、通常価格約1万円のダイエットサプリが初回500円で購入できるとの広告を見つけた。自動的に次回以降も届く定期購入契約だったが、「いつでも解約可能」、「返金保証あり」とあったので、初回を注文し、体に合わなければ2回目を受け取らずに解約しようと思い、注文した。販売業者から届いた注文完了メールを確認すると、2回目の商品を受け取らずに解約する場合は、通常価格との差額が違約金として発生すると記載されていた。初回500円で「いつでも解約可能」「返金保証あり」との表示はうそではないか。解約したい。（40歳代 女性）

### <消費者へのアドバイス>

#### 低価格を強調する広告の場合は、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう

低価格を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文しても、「定期購入」が条件で、想定以上の金額を支払うことになるケースがあります。中には、2回目から分量が多くなったり、高額になったりする場合もあります。必ず「最終確認画面」で、定期購入が条件となっていないか、2回目以降の分量や代金などの販売条件を確認しましょう。「いつでも解約可能」という表示をみると、継続期間や購入回数が決まっていない印象を持ててしまいがちですが、実際には、初回の低価格の商品のみ購入して2回目以降を解約するときは違約金等を請求されるケースがあります。必ず「最終確認画面」で解約条件等を確認しましょう。

改正特定商取引法では、販売業者等は、販売サイトの「最終確認画面」で、顧客が「注文確定」の直前段階で、分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間(期限のある場合)、申込みの撤回、解除に関する内容などの内容を、簡単に最終確認できるように表示することを義務付けています。また、販売業者等がこれらの契約の申込みの内容について、表示しなかったり、不実の表示や消費者を誤認させるような表示を行った場合、これにより誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができます。

困ったとき、心配になったときは、  
消費者ホットライン

い や や  
188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらすポ川柳



徳島市  
うめぼしおにぎりさん  
もったいな  
ただで捨てるの  
エシカルじよ

松茂町  
つくもはじめさん  
避難には  
誘われる側より  
誘う側

## 怪しい副業・アルバイトのトラブル －簡単に稼げて高収入？うまい話には裏がある・・・－

怪しい副業やアルバイトに関するトラブルについて、10～20歳代の若者から全国の消費生活センター等に、以下のような相談が寄せられています。

### 【事例1】チャットで相談にのるだけのアルバイトで、次々と手数料を支払わされた

インターネットで、「チャットで相談にのるだけ」とのアルバイトを見つけて副業サイトに登録し、保険証と学生証の写真を送った。相手の男性から相談の報酬以外に20万円を贈ると言われ、個人情報交換のために有料の手続きが必要になった。5,000円、1万円、3万円、5万円をクレジットカードとプリペイド型電子マネーでサイトに支払い、「これで最後だ」と言われた。しかし手続きがうまくいかなかったとして、さらに7万円を請求され、騙された気がついた。(10歳代女性)



### 【事例2】「荷受代行」をしたら、自分名義でスマートフォン6台を購入されていた

SNSで知り合った人から、荷物の受取代行のアルバイトを紹介された。教えられた申込先に連絡し、身分証明書を送るように言われ、住民票と電気料金の領収書の写真を撮って送った。担当者やりとりし、私の名義で携帯電話やサプリメント、掃除機等を購入するので商品が届くが、それらを指定された住所に転送するよう指示された。請求書は基本的に届かないが、もし届いたら商品と一緒に送付するように言われた。商品が届き始めて指示通りに転送し、報酬として6万円を受け取った。しかしその後、携帯電話会社3社から私宛に請求書が届き、自分名義でスマートフォン6台を購入したことになっていた。担当者に連絡しようとしたが、連絡が取れない。どうしたらよいか。(20歳代女性)

## トラブル防止のポイント

### ○副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意！

怪しい副業・アルバイトでは、「報酬を得るために必要」などと言われ、登録料やサイト利用料等さまざまな名目でお金を支払わされるという特徴があります。

### ○「荷受代行」・「荷物転送」は絶対にしないでください。

「荷受代行」・「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、裏の目的は消費者の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話等が犯罪に使用される恐れもあります。

### ○副業・アルバイト始める前に、家族等周りの人に相談するようにしましょう。【国民生活センター】

## 《コラム》改正公益通報者保護法について ～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

5月のコラムで、公益通報者保護制度について、ご紹介しました。

さて、この公益通報者保護制度については、令和4年6月1日から、改正法が施行され、より利用しやすくなりました。今回は、この改正の内容について、ポイントとなる点をお話します。

まず、改正のポイントとしては、従業員数が300人を超える事業者には、内部通報に適切に対応するための窓口等、必要な体制の整備が義務づけられたことです。つまり、多数の従業員等を雇用している大きな会社には、従業員からの公益通報を受け付ける窓口を必ず設けなければならなくなりました。そして、従業員数が300人以下の中小の事業者についても、このような窓口をもうける努力義務が課されるようになりました。

また、公益通報を受けた担当者らの守秘義務も強化され、正当な理由なく公益通報者を特定させる情報をもたらした場合は、30万円以下の罰金が科されるとの規定が新設されました。

さらに、これまでは、公益通報制度の保護の対象は、現役で働いている従業員等に限定されていたのですが、改正後は、退職後1年以内の者も、この対象とされました。

そして、今回の改正法では、公益通報により、事業者の違法行為が明らかになるなどして、事業者に損害が生じたとしても、事業者が公益通報した者に対して、損害賠償請求することはできないこととなりました。

このような公益通報者保護制度の改正により、事業者は自ら不正を是正しやすくなり、従業員等も以前より安心して通報することができるようになることが期待されます。企業の不正隠しなどの不祥事は、現在でも後を絶ちません。公益通報者保護制度の利用が活発になり、消費者の利益がより保護されるようになるといいですね。

# お知らせコーナー

## 徳島県金融広報委員会からのお知らせ

くわしくは、徳島県金融広報委員会HP  
<http://www.tokushima-shiruporuto.jp>



この講座は徳島県立総合大学校教育社会学部の主催講座です。2単位取得できます。

# らいふぷらん ゼミナール

障がいのある方が、消費者トラブルに巻き込まれないための方法が学べる講座です。

in 徳島市  
障がい者支援に携わる方もご参加ください。

令和4年 **8月28日(日)**  
午前10時30分から正午まで (受付開始午前10時15分)

会場 徳島県立障がい者交流プラザ3階 研修室  
徳島市南矢三町2丁目1-59

講師 金融広報アドバイザー 長尾和子

**参加無料  
(要申込)**

- 開催日時  
令和4年8月28日(日)  
午前10時30分から正午まで
- 会場  
徳島県立障がい者交流プラザ3階 研修室  
(徳島市南矢三町2丁目1-59)
- 定員  
先着20名程度(障がいのある方や関係者を優先)
- 講師  
金融広報アドバイザー 長尾 和子氏
- 演題  
「契約」&「お金」トラブルに巻き込まれないための基礎知識
  - ・お話① トラブルを知って、自分の身を守る
  - ・お話② トラブルの解決方法と相談先
- 申込期限  
令和4年8月12日(金) 必着  
※申込書に必要事項を記載の上、メール、ファクシミリ、郵送で送付

問い合わせ：  
徳島県立障がい者交流プラザ  
電話 088-631-1000

## 徳島県労働委員会からのお知らせ

### 成年年齢 引下げによる 労働トラブル

2022年4月からの成年年齢引下げにより、18歳、19歳の方は、就職先を自分の意思で決めることができるようになりました！

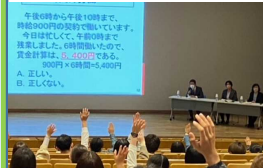
しかし、パワハラが横行し、サービス残業当たり前の悪質な労働条件で働かせる「ブラック企業」には注意が必要です！  
労働基準法では、未成年者の労働契約に

ついて、労働契約が未成年者に不利な場合、将来に向かって解除できる規定がありますが、「成年年齢の引下げ」により、18歳、19歳の方には適用されなくなりました。

就職先、アルバイト先を選ぶ際には、周りの方に相談したり、基本的なワークルールを調べた上で、労働条件を記した書面をしっかりと確認し、保管しておきましょう！

弁護士等の公益委員、労働組合役員等の労働委員、会社経営者等の使用者委員が三者一体となって、公正・中立の立場から「労働相談」や「あっせん」により、労働紛争解決のお手伝いをしています。

### 出前講座



高校生や大学生が働く上で必要なワークルールを身につけるための出前講座を開催しています。

### 県立図書館との連携



県立図書館の「しごと応援コーナー」に職場のトラブル防止や解決に役立つ書籍を設置しています。

### 徳島県労働委員会とは

#### 出張相談

#### 駅前労働相談会

相談無料  
秘密厳守

日時 令和4年 **8月6日(土)** 午後1時～4時30分  
場所 アミコビル4階シビックセンター  
申込 事前予約優先(8/5午後3時まで) 労働委員会事務局まで



「労働相談ダイヤル」  
(土・日・祝日を除く8:30～18:15)  
来所、電話、メールで相談を受付  
電話 088-621-3234  
FAX 088-621-2889

「委員相談」  
(毎週木曜14:00～16:00 60分/人)  
要予約・前日15時まで受付  
上記連絡先やスマホで予約



## くらしのコラム

便利な「すみません」  
～前後がないと  
意味の分からない言葉～

切り取ればよく分からないのだが、前後の関係で理解できる不思議な言葉がある。「すみません」である。

日常的に分かり切った言葉であるが、考え込むとなかなか難しい。

相手が何かをしてくれた時に「すみません」と言葉を返す。これは「ありがとう」という事である。

また、相手に何かを依頼する、していただくときに「すみません」と言えば「申し訳ありません、手間をとらせませす」という事と思われる。

では、相手に迷惑をかけた時に「すみません」と言えば「おわびします」という事になる。

「すみません」と言ったり、言われたり、瞬間にこれらを識別する。

くらしのサポーター 三原茂雄

## 絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

